

監査報告書

令和2年11月30日

学校法人二戸学園

理事長 石 山 哲 殿

学校法人二戸学園

監事 宇 佐 見 方 宏



監事 石 崎 秀 明



私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人二戸学園寄附行為第16条の規定に基づき、学校法人二戸学園（以下「法人」という。）令和2年度監事監査計画における「5 監査の重点事項」のうち、管理運営組織の状況、資金管理及び内部統制等の観点について、主に令和2年度（11月1日まで）の公的研究費に係る監査（会計課系統）の監査を行いましたので、その結果を報告いたします。

1 日 時 令和2年11月25日

(1) 10時00分から12時30分

(2) 14時30分から17時30分

2 監査の方法

岩手保健医療大学担当者と面談し、関係書類を確認する方法で行った。

3 監査の対象者

学 長 清 水 哲 郎

常務理事 池 本 龍 二

事務局長 晴 山 均

会計課長 鹿 糠 全

会計課職員 白 澤 佑季子

会計課職員 山 田 朋 夏

内部監査室長 児 玉 清 隆

内部監査室職員 七 尾 明 恵

4 監査事項

別紙「公的研究費の監事監査についての監査事項」記載のとおり。

5 監事の意見

- (1) 「本学内の責任体制の明確化」について
 - ・ 規程を確認した結果、適切に整備されている。
- (2) 「適正な運営・管理の基盤となる環境の整備」について
 - ・ マニュアル（「公的研究費の管理・監査のガイドラインと不正防止等対応マニュアル」）や不正の通報窓口（「研究活動に係る不正行為・研究費等の不正使用の通報窓口」）などが整備されており、また、ホームページでも開示されており、適切に整備されている。
 - ・ 関係者への意識向上のため、少なくとも年1回は講習など実施し、マニュアルなどの周知徹底¹を引き続き、図って頂きたい。
- (3) 「不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施」について
 - ・ 要因の把握、不正防止計画の策定は整備されており、引き続き、具体的取組内容に従い業務を実施し、未然に不正を防止して頂きたい。

¹ 毎年8月にコンプライアンス教育に係る講習会を実施している。令和2年度の受講率は62%である。また、本年度は、12月に外部講師を招聘し、「研究倫理講習会」を開催する予定である。

(4) 「研究費の適正な運営・管理活動」について

・会計課が第三者のチェックとして研究費の支出内容、請求書、領収書の確認、予算額の管理を実施しているため、次の事項を除き、適正に運営・管理は図られている。

①申請時の様式である「物品請求書」が一部口頭承認（物品請求書なし）になっているものがあり、「物品請求書」による承認が必要である。

②不正使用を防止するため、公的研究費に関わる教職員から「誓約書」を提出させる規程²になっているが、「誓約書」を取得されていないので、入手が必要である。

③取引業者にも、癒着を防止するために、必要に応じて取引業者に対して「誓約書」を入手する規程³になっているが、不正を防止するという趣旨を鑑み取引金額の大きい業者には、提出を求めるのが望ましい。

以上

² 岩手保険医療大学における公的研究費の適正管理に関する規程（令和元年9月18日改定）第9条3項

³ 岩手保険医療大学における公的研究費の適正管理に関する規程（令和元年9月18日改定）第32条

令和2年11月25日

公的研究費の監事監査についての監査事項

(監査対象)

監査の対象となる公的研究費は、「岩手保健医療大学における公的研究費の適正管理に関する規程」（平成29年4月1日制定）第2条第1項に規定する資金等とする。

- (1) 国又は国が所管する独立行政法人から岩手保健医療大学（以下「本学」という。）に配分される競争的資金を中心とした公募型研究資金
- (2) 学外研究機関及び民間企業等から本学に受け入れた研究費等
- (3) 学内予算で措置された研究費等

(実施基準の整備状況)

1. 本学内の責任体制の明確化
 - (1) 最高管理責任者
 - (2) 統括管理責任者
 - (3) コンプライアンス推進責任者
2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備
 - (1) ルールの明確化・統一化
 - (2) 職務権限の明確化
 - (3) 関係者の意識向上
 - (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化
3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施
 - (1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定
 - (2) 不正防止計画の実施
4. 研究費の適正な運営・管理活動
 - (1) 予算執行状況の把握
 - (2) 予算執行状況の検証等
 - (3) 業者に対する処分方針
 - (4) 業者に提出を求める誓約書等
 - (5) 物品・役務の発注業務、検収業務
 - (6) 換金性の高い物品の管理
 - (7) 研究者の出張計画の実行状況等
5. 情報発信・共有化の推進

6. モニタリングの在り方

- (1) 不正発生要因の分析、監査計画の立案
- (2) モニタリング及び監査制度の整備
- (3) 不正防止のための実効性ある取組み

(実地監査)

1. 実地監査は、監査対象期間（平成 29 年度から現在（令和 2 年 11 月 1 日））に交付を受けている研究課題について、予算の執行状況の検証を実施する。
 - (1) 申請書類と当該研究に係る帳簿・書類等との突合、購入物品の納品・使用状況、研究遂行に係る旅費、謝金等の各種支出状況の確認を行う。
 - (2) リスクアプローチ監査として、無作為に抽出した研究案件について、当該研究対象者のヒアリング及び実査を行う。

(以 上)